

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5355351号
(P5355351)

(45) 発行日 平成25年11月27日(2013.11.27)

(24) 登録日 平成25年9月6日(2013.9.6)

(51) Int. Cl. F 1
G 0 6 F 21/56 (2013.01) G 0 6 F 21/00 1 5 6 A
G 0 6 F 21/10 (2013.01) G 0 6 F 21/22

請求項の数 7 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2009-254921 (P2009-254921)	(73) 特許権者	000233055
(22) 出願日	平成21年11月6日(2009.11.6)		株式会社日立ソリューションズ
(65) 公開番号	特開2011-100329 (P2011-100329A)		東京都品川区東品川四丁目12番7号
(43) 公開日	平成23年5月19日(2011.5.19)	(74) 代理人	100088720
審査請求日	平成24年8月2日(2012.8.2)		弁理士 小川 真一
		(72) 発明者	鮫島 吉喜
			東京都品川区東品川四丁目12番7号 日 立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 内
		審査官	脇岡 剛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンピュータ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

暗号化データを内部にある鍵で復号し、その復号したデータに含まれる条件値と内部レジスタの値が一致したときに復号結果を出力する暗号ハードウェアモジュールと、アクセスするプログラムが正規のプログラムと認証した後にアクセス可能になる第1の領域と認証なしにアクセス可能な第2の領域とに分かれたハードディスクを搭載したコンピュータにおいて、

コンピュータ起動時のプログラムが、上記ハードディスクの認証なしにアクセス可能な第2の領域のハッシュ値を計算し、前記暗号ハードウェアモジュールの内部レジスタに格納し、第2の領域のプログラムをメモリにロードして処理を引き渡し、処理を引き渡された第2の領域にあったプログラムがハードディスクに対して認証処理を行い、正規プログラムであるという認証を得た後に前記第1の領域にアクセスし、当該第1の領域にあるプログラムをメモリにロードすることを特徴とするコンピュータ。

【請求項2】

前記第2の領域にあったプログラムが、プログラム中に含まれるパスワードをハードディスクに送ることによってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ。

【請求項3】

前記第2の領域にあったプログラムが、当該プログラム中に含まれる暗号データを前記暗号ハードウェアモジュールに送り、当該暗号ハードウェアモジュールが内部にある鍵で

前記暗号データを復号し、復号した条件値と内部レジスタに格納されている第2の領域のハッシュ値と比較し、一致した場合に復号データを出力し、その復号データを前記第2の領域にあったプログラムが受取り、復号データ中に含まれているパスワードをハードディスクに送ることによってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ。

【請求項4】

前記第2の領域にあったプログラムが、当該プログラム中に含まれる暗号データを前記暗号ハードウェアモジュールに送り、当該暗号ハードウェアモジュールが内部にある鍵で前記暗号データを復号し、復号した条件値と内部レジスタに格納されている第2の領域のハッシュ値とを比較し、一致した場合に復号データに含まれる鍵を内部に保管し、この鍵のハンドルを出力し、前記第2の領域にあったプログラムが前記ハンドルを受け取り、このハンドルを元に暗号ハードウェアモジュール内にある鍵を使ってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ。

10

【請求項5】

前記第2の領域にあったプログラムが、ハードディスクに対する認証後に前記第1の領域にあるプログラムのハッシュ値を計算し、前記暗号ハードウェアモジュールの内部レジスタに格納した後、当該プログラムをメモリにロードして処理を引き渡し、処理を引き渡されたプログラムが、引き続き処理を行うことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ。

【請求項6】

前記処理を引き渡されたプログラムが、前記第1の領域のウィルス検査を行うことを特徴とする請求項5に記載のコンピュータ。

20

【請求項7】

前記処理を引き渡されたプログラムが、起動監視サーバに起動可否を問い合わせ、サーバにアクセスできない場合やアクセスできても予め設定された利用環境条件と一致しない場合には、エラーを表示し、その後の処理を停止させることを特徴とする請求項5に記載のコンピュータ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、Trusted Computing Group (TCG)のStorage WGの標準に基づいたハードディスクを搭載したパーソナルコンピュータ(以下、PC)のウィルス検知と利用制限に関するものである。

【0002】

コンピュータウィルス的一种にMaster Boot Recode (MBR)に感染するタイプがある。

MBRはコンピュータの起動時に処理されるプログラムであり、OSも既存のウィルス対策プログラムも起動しておらず、一般にウィルス検知が困難である。解決方法の1つとして、特許文献1にあるようなウィルス駆除方法がある。

一方、PCでのセキュリティを実現するためのハードウェアとして、セキュリティ関連の業界標準を定めるTrusted Computing Group (TCG)が定める非特許文献1に挙げるような暗号化を行うセキュリティチップTrusted Platform Module (TPM)の業界標準や非特許文献2にあげるような暗号化ディスクの業界標準がある。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開平11-085503号公報

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献1】Trusted Computing Group, TCG Specification, Architecture Overview, Specification, Revision 1.4, 2nd August 2007, p6-p19

50

【 0 0 0 5 】

【非特許文献2】Trusted Computing Group, TCG Storage Architecture, Core Specification, Specification Version 1.0, Revision 0.9, May 24, 2007, p71-p77

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 6 】

上記特許文献1に開示された技術にあつてはゲートやROMなどを含む特別なハードウェアを用いる必要があり、導入やコストに課題が残る。またウィルス検知の方法として、ディスク装置にあるウィルスチェックプログラムを利用するとあるが、ウィルスの攻撃方法によっては、本プログラムを破壊したり起動を妨害したりすることも考えられるので、必ずしも有効とはいえない。

10

また、上記非特許文献1や2に開示された技術にあつては、暗号化ディスクを用いることや特別なハードウェアであるセキュリティチップを用いてプログラムの処理を引き継ぐことが記載されているが、MBRに感染したウィルスをどのようにして検出するかは具体的に記載されていない。

【 0 0 0 7 】

本発明の目的は、OS（オペレーティングシステム）が起動する前にMBRなどのシステム領域に感染しているウィルスを検出することができるコンピュータを提供することにある。

また、ウィルスの検出と共に予め設定した環境条件以外の環境でのコンピュータの使用を制限（あるいは禁止）することができるコンピュータを提供することにある。

20

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 8 】

上記目的を達成するために、本発明に係るコンピュータは、TCGが標準化しているTPMと呼ばれるセキュリティチップや暗号化ハードディスクを利用し、特別なハードウェアなしにMBRやOS、メモリなどのシステム領域に感染するウィルスをPC起動時に検知する。

具体的には、暗号化データを内部にある鍵で復号し、その復号したデータに含まれる条件値と内部レジスタの値が一致したときに復号結果を出力する暗号ハードウェアモジュールと、アクセスするプログラムが正規のプログラムと認証した後にアクセス可能になる第1の領域と認証なしにアクセス可能な第2の領域とに分かれたハードディスクを搭載したコンピュータにおいて、

30

コンピュータ起動時のプログラムが、上記ハードディスクの認証なしにアクセス可能な第2の領域のハッシュ値を計算し、前記暗号ハードウェアモジュールの内部レジスタに格納し、第2の領域のプログラムをメモリにロードして処理を引き渡し、処理を引き渡された第2の領域にあったプログラムがハードディスクに対して認証処理を行い、正規プログラムであるという認証を得た後に前記第1の領域にアクセスし、当該第1の領域にあるプログラムをメモリにロードすることを特徴とする。

また、前記第2の領域にあったプログラムが、プログラム中に含まれるパスワードをハードディスクに送ることによってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする。

40

また、前記第2の領域にあったプログラムが、当該プログラム中に含まれる暗号データを前記暗号ハードウェアモジュールに送り、当該暗号ハードウェアモジュールが内部にある鍵で前記暗号データを復号し、復号した条件値と内部レジスタに格納されている第2の領域のハッシュ値と比較し、一致した場合に復号データを出力し、その復号データを前記第2の領域にあったプログラムが受取り、復号データ中に含まれているパスワードをハードディスクに送ることによってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする。

また、前記第2の領域にあったプログラムが、当該プログラム中に含まれる暗号データを前記暗号ハードウェアモジュールに送り、当該暗号ハードウェアモジュールが内部にあ

50

る鍵で前記暗号データを復号し、復号した条件値と内部レジスタに格納されている第2の領域のハッシュ値とを比較し、一致した場合に復号データに含まれる鍵を内部に保管し、この鍵のハンドルを出力し、前記第2の領域にあったプログラムが前記ハンドルを受け取り、このハンドルを元に暗号ハードウェアモジュール内にある鍵を使ってハードディスクに対する認証処理を行うことを特徴とする。

また、前記第2の領域にあったプログラムが、ハードディスクに対する認証後に前記第1の領域にあるプログラムのハッシュ値を計算し、前記暗号ハードウェアモジュールの内部レジスタに格納した後、当該プログラムをメモリにロードして処理を引き渡し、処理を引き渡されたプログラムが、引き続き処理を行うことを特徴とする。

また、前記処理を引き渡されたプログラムが、前記第1の領域のウィルス検査を行うことを特徴とする。

10

また、前記処理を引き渡されたプログラムが、起動監視サーバに起動可否を問い合わせ、サーバにアクセスできない場合やアクセスできても否認された場合には、エラーを表示し、その後の処理を停止させることを特徴とする。

【発明の効果】

【0009】

PC起動後、OSが起動される前に、BIOSによってハードディスクに対する認証なしにアクセス可能な領域であるShadow MBRにあるプログラムが起動され、本プログラムが改ざんされていないと検査した後に、ハードディスクのウィルス検索を行うため、OS起動前にMBR等のシステム領域がウィルスに感染していたとしてもOS起動前に確実にこれを検出し対策を実行することができる。

20

また、ハードディスクに対する認証を行えば、特定のTPMでしか認証できないことになり、ハードディスクを別のPCに取り付けて起動しようとしても認証が失敗し、起動もできなくなり、ディスクにアクセスできない。

さらに、データを復号する際にTPMの内部レジスタに記録されたShadow MBRのハッシュ値が正しいか否か検査するために、改竄されたShadow MBRではハードディスクに対する認証ができず、PC起動ができない。

さらに、ウィルス検査とは別に、利用環境条件を設定し、予め設定された利用環境条件と一致しない場合には起動制限を加えることで、時刻や回数、位置などでPCの起動を制限することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の実施の形態を示す全体構成図である。

【図2】本発明によるPCの起動後の動作を説明する説明図である。

【図3】PC起動時のBIOSからMBRまでの処理を示すフローチャートである。

【図4】TPMでパスワードを復号してハードディスクへの認証する場合の処理を示すフローチャートである。

【図5】TPMの公開鍵暗号機能を利用してハードディスクへの認証する場合の処理を示すフローチャートである。

【図6】PC起動制限を示すフローチャートである。

40

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下、図示する実施の形態に基づいて本発明を詳細に説明する。

図1は、本発明を適用したPCの実施の形態を示す全体構成図である。

図1において、101は、PCのCPUである。102は、TPMである。通常、CPUと同じマザーボード上にあり、CPUやPCと一体と看做される。103は、メモリである。CPU101で実行されるプログラムは、メモリ103にロードされて、実行される。104は、BIOSのプログラムである。実体はROM上に記録されており、RAM(メモリ)103にロードされることなく、直接実行される。105は、ハードディスクである。本ハードディスクは非特許文献2に準拠しており、起動時にはShadow M

50

MBRを読み込むことしかできない。認証に成功すれば、Shadow MBRにアクセス可能なモードに移行したり、MBRを含むハードディスクにアクセス可能なモードに移行できたりする。

108はハードディスク105上の認証後の0番地にあるMBRである。通常MBRにはブートストラップコードやパーティションテーブルが保存されている。

109はハードディスク105上の認証前、起動直後の0番地にあるShadow MBRである。ここに本発明の中心となる処理プログラムが含まれている。

【0012】

まず、実施の形態の動作を説明する前に、PCの起動、TPGが標準化しているTPM、Shadow MBRの概要を説明する。

PC起動の手順は、おおよそ以下の通りである。

電源がONになると、BIOS (Basic I/O system) がハードウェアをテスト、初期化し、MBRにあるプログラムをメモリ (RAM) にロードし、処理を引き継ぐ。処理を引き継いだプログラムはパーティションテーブルを探し、指定されたパーティションにあるブートセクタをメモリにロードし、処理を引き継ぐ。このブートセクタにあるプログラムはOSローダをロードし、処理を引き継ぐ。OSローダがOSをメモリにロードし、OSを起動する。

【0013】

以上のように、PC起動時には、BIOS、MBRのプログラム、パーティションにあるプログラム、OSローダ、OSと、次々にプログラムがメモリにロードされ、制御が渡されていく。PC上のプログラムの信頼を確保するため、プログラムが次に制御を渡すプログラムのハッシュ値を計算、この結果をTPMにあるレジスタに記録して、制御を渡すように、TCGは規定している。この方法によれば、最初のBIOSにあるプログラムが信頼できれば、OSやアプリケーションも改竄のない信頼できるプログラムであることを確認できる。

【0014】

非特許文献2に記載されているセキュアなハードディスクのShadow MBRについて説明する。

Shadow MBRでは、PC起動時の初期状態にあるハードディスクのMBRと従来の意味でのMBRが異なっている。従来までのセキュアなハードディスクないしは暗号化ハードディスクは、PC起動にパスワード入力が必要であった。すなわちPC起動時にハードディスクにアクセスする認証用のパスワードが必要であり、利用者が入力していた。ハードディスク自体は暗号化されており、ハードディスクドライブに対する認証に成功しなければ、MBRを含めてディスクにアクセスできなかった。

一方、利用者認証方法としては、パスワードのほかに指紋他の生体認証を使った方法や暗号トークンを用いた方法が普及し始めており、ハードディスクに対する認証にも同様の方法が求められるようになると予想される。しかしながら、パスワード認証と比較して、生体認証や暗号トークンを使った認証は、処理が複雑でプログラムサイズが大きい。PC起動概要に示したとおり、ハードディスクにアクセスする前の処理はBIOSが行っているが、BIOSは複雑で大きな処理を行うにはプログラムのサイズの制限がある。

TCGの新規格である非特許文献2では、PC起動時のハードディスクが初期状態にある場合には、従来のMBRの位置には、サイズの大きいShadow MBRがあり、ハードディスクへの認証に成功して初めて本来のMBRにアクセスできるようになる。Shadow MBRに生体認証や暗号トークンの認証プログラムを格納しておき、BIOSから呼び出されて認証処理を実行、認証に成功した後に、本来のMBRにアクセス可能になり、従来通りの起動が可能となる。

【0015】

本発明は、上記の二つのTCGの技術を用いて、PC起動時に安全にウィルス検知を行う。すなわち、BIOSがShadow MBRのハッシュ値を計算し、TPMに格納し、Shadow MBR上のプログラムをメモリにロードして処理を渡す。Shadow

10

20

30

40

50

MBRのプログラムはハードディスクへの認証処理を行い、本来のMBRにアクセス可能となった時点で、MBRを含めてウィルスの検索を行い、ウィルスが検知できなければ、従来どおりにMBRにあるプログラムをメモリにロード、処理を引き継ぐ。

【0016】

Shadow MBRにあるプログラムがハードディスクに対して行う認証処理の方法は複数ある。

第1の認証方法は、単純にパスワードがプログラム中に含まれており、これをハードディスクに送って認証する方法である。ハードディスクは、パスワードが正しければ、正しいPCないしはPC上のプログラムがアクセスしていると判断、本来のMBRを含めハードディスクにアクセスできるモードに移行する。

10

【0017】

第2の認証方法は、TPMのTPM_Unsealコマンドを使って暗号化されているパスワードをTPMで復号して、このパスワードを用いる方法である。この復号の際には、BIOSが計算し、TPMに格納したShadow MBRのハッシュ値が正しいかどうかをTPMが検査するため、改竄されたShadow MBRでは復号できず、引いてはハードディスクに対する認証もできない。ハッシュ値が正しいか否かは、TPM_Sealコマンドでパスワードを暗号化する際に復号の条件となるPCRの状態を定めることができる。

【0018】

第3の認証方法は、TPMや認証トークンにある署名機能を利用した公開鍵暗号ベースの方法である。署名に利用する鍵はTPM_CreateWrapKeyコマンドを使って予め暗号化してある。Shadow MBRは、TPM_LoadKey2コマンドを使って本データをTPM内で復号し、この鍵を使ってTPMが生成した署名をハードディスクへの認証に利用する。本コマンドも先のTPM_Unsealと同様、TPMがShadow MBRのハッシュ値が正しいか否か、すなわちShadow MBRに改竄がないか確認したうえで復号する。

20

【0019】

ウィルス検索の方法にも複数ある。

第1にShadow MBRがネットワーク機能を持ち、PC外部にあるウィルスパターンを参照しつつ、ハードディスクにウィルスがないか検索する方法である。

30

第2にハードディスクのうちシステム部分に当たる部分のハッシュ値を計算、Shadow MBRがもつハッシュ値ないしはネットワーク経由でPC外部にあるハッシュ値と比較、同じであれば改竄がなくウィルスに感染していないと看做す方法である。

第3に最新のウィルスを含まないシステムのイメージをネットワークからダウンロードしてハードディスクにコピーする方法である。

【0020】

Shadow MBRを使えば、ウィルスないしは改竄検知の他に、Shadow MBRが社内のネットワーク上の特定のサーバにアクセスできるか否かテストし、アクセスできない場合にはPCが社外に持ち出されていると判断し、PC起動処理を停止することで、社外でのPC利用を防止できる。他にも、Shadow MBRが特定サーバにPC起動の可否を問い合わせる、または時刻サーバに問い合わせ自身に記録されている起動許可時間とつき合わせて起動許可時間外ならPC起動を停止することもできる。他にPC起動回数をShadow MBRに記録しておき起動制限をかけることもできる。

40

【0021】

図2は、本発明によるコンピュータの動作の概要を示す説明図である。

まず、ハードディスク105の認証後にアクセス可能に成る第1の領域にはOSのブート処理を行うMBR108が記憶されている。また、ハードディスク105の認証なしにアクセス可能な第2の領域にはハードディスクの認証処理およびウィルス検出を行うShadow MBR109が記憶されている。

Shadow MBR109は、OSの起動前で、かつハードディスクの認証前に、B

50

I O S 1 0 4 によって、制御スイッチ 1 1 1 及び 1 1 0 を経由して起動される。起動された S h a d o w M B R 1 0 9 は、ハードディスク認証用のパスワードや S h a d o w M B R 1 0 9 のハッシュ値などの条件値を含む暗号データ (T P M 1 0 2 の T P M _ S e a l コマンドを使って暗号化されている) を T P M 1 0 2 に送る。

T P M 1 0 2 の内部レジスタには、B I O S 1 0 4 によって計算された S h a d o w M B R 1 0 9 のハッシュ値が条件値として予め格納されている。

そこで、S h a d o w M B R 1 0 9 から暗号化データが送られてくると、T P M 1 0 2 はその暗号化データを内部鍵で復号する。そして、復号した条件値と内部レジスタに格納された条件値とを比較し、一致した場合には、復号したパスワードを S h a d o w M B R 1 0 9 に返す。すなわち、S h a d o w M B R 1 0 9 が改ざんされていなければ、ハッシュ値は一致する筈であるから、復号したパスワードを S h a d o w M B R 1 0 9 に返す。

10

【 0 0 2 2 】

復号したパスワードを受け取った S h a d o w M B R 1 0 9 は、そのパスワードをハードディスク 1 0 5 に送る。ハードディスク 1 0 5 は自身に設定されているパスワードと一致する場合には、正規のプログラムからのアクセスであると看做し、第 1 の領域に記憶されている M B R 1 0 8 へのアクセスが可能な状態になり、制御スイッチ 1 1 0 が切り替わる。

M B R 1 0 8 へ処理が移ると、O S のブート処理が実行され、更に制御スイッチ 1 1 1 が切り替わって O S が R A M 1 0 3 にロードされる。

20

【 0 0 2 3 】

図 3 は、P C 起動後のウィルス検索処理の概要を示す。

ステップ 3 1 0 において、C P U テスト後に起動される B I O S 1 0 4 のプログラムが起動される。起動されると、ハードウェアのテストや初期化を行い、問題なければ、ハードディスク 1 0 5 上にある S h a d o w M B R 1 0 9 全体のハッシュ値を計算、T P M 1 0 2 の内部レジスタに結果を格納し、S h a d o w M B R 上のプログラムをメモリ 1 0 3 に格納し、制御を渡す。

この処理は起動直後の処理であり、ハードディスク 1 0 5 の 0 番地は S h a d o w M B R 1 0 9 である。ハードディスク 1 0 5 への認証が成功すれば、0 番地は従来の M B R 1 0 8 になる。

30

なお、T P M 1 0 2 はハッシュ値を T P M の P l a t f o r m C r e d e n t i a l R e g i s t e r (P C R) というレジスタに格納する。本レジスタは複数あり、システムによって使い方は異なるが、本発明では S h a d o w M B R のハッシュ値のみに着目しているので、P C R は一つと仮定して説明するが、これは本発明の請求範囲を狭めるものではない。

【 0 0 2 4 】

ステップ 3 2 0 において、ハードディスク 1 0 5 に対する認証処理を行う。認証処理の方法は複数あり、後述する。なお、認証処理に失敗すれば、その旨を利用者に通知、処理を止める。

ステップ 3 3 0 においては、ハードディスク 1 0 5 に対する認証処理は成功しており、S h a d o w M B R 1 0 9 を除き、M B R 1 0 8 を含めてハードディスク 1 0 5 全体にアクセスできる。R A M 1 0 3 上の S h a d o w M B R にあったプログラムは、ハードディスクに対するウィルス検索を行う。ウィルスが見つければ、その旨を利用者に通知、処理を止める。

40

ステップ 3 4 0 においては、ハードディスク 1 0 5 の 0 番地にある M B R 1 0 8 のブートストラップコードをメモリ 1 0 3 にロード、制御を渡す。以降の処理は、通常の P C 起動と同じであり、本発明の対象外である。

【 0 0 2 5 】

ここで、ステップ 3 2 0 にて行うハードディスク 1 0 5 に対する認証処理を述べる。

第 1 の認証方法として、単純なパスワード認証がある。これは、Shadow MBR 1 0 9 中に

50

あるパスワードをハードディスクに送信することで認証するものである。本方法には、ハードディスクをブートディスクとしないPCに接続すれば、Shadow MBR 109を読み込むことができ、プログラムを解析すればパスワードが盗まれてしまう危険性があるので推奨できない。

以下の第2と第3の認証方法は、これを解決するものであり、特定のTPM 102が搭載された特定のPCだけで可能な方法である。すなわち他のPCに接続したとしてもTPMが別のTPMなら動作しない、非常に安全性の高い認証方法である。

【0026】

第2の認証方法として、TPMとの組み合わせたパスワード認証があり、図4を使って説明する。

ステップ410において、Shadow MBR 109はパスワードを含んだ暗号化データをTPM 102に送る。具体的には、TPMの標準のTPM_Unsealコマンドを利用する。以下のステップ420から440まではTCG標準のTPMの動作の一部であり、本発明にかかわる部分だけを説明する。

ステップ420において、TPM 102は受け取った暗号化データをTPM 102内のみでアクセス可能な鍵を利用して復号する。

ステップ430において、TPM 102は復号したデータ中のPCR情報に関わる部分を現在のPCRの状態と比較する。合致しなければ、エラーを返して処理を終了する。

本発明においては、現在のPCRはステップ310で説明したShadow MBR 109のハッシュ値を含んでおり、合致するはずである。

ステップ440において、PCR情報が合致していれば、TPM 102は復号したパスワードをShadow MBR 109に送り返す。

ステップ450において、Shadow MBR 109はTPM 102から受け取ったパスワードをハードディスクに送信して認証を行う。

なお、ステップ410においてShadow MBR 109がTPM 102に送った暗号化データはTPM_Unsealコマンドを使って作成したものである。すなわち、パスワードをTPM 102にある鍵で暗号化するのであるが、TPM_Unsealを使った復号条件として、PCRがShadow MBRのハッシュ値を保持していることを指定してTPM_Unsealを使って暗号化した結果である。このためステップ430において、TPM 102はPCRの状態を検査している。

【0027】

本方法は第一の方法に比べれば、格段に安全になった。というのも、復号できる条件は、対応するTPM 102を搭載したPCに限定され、かつ特定のPCRの状態、すなわちMBRのハッシュ値が特定の場合にのみ復号されるからである。これにより、特定のPCと特定のハードディスクの組み合わせのみで起動することになり、ハードディスクを別のPCにつないでもハードディスクに対する認証に失敗するので、アクセスできない。

しかしながら、PCやメモリ、TPM、ハードディスク間をやり取りされるデータにアクセスできる装置を持つ攻撃者には、パスワードが盗まれてしまう可能性がある。次の第三の方法はこれを防ぐ方法であり、さらに安全性が向上している。

なお、本認証方法を利用する場合、Shadow MBRのハッシュ値の計算は単純に全体のハッシュ値を求めるのではなく、暗号化データの部分をマスクしてBIOS 104がハッシュ値を計算する。

【0028】

なお、本方法と類似の認証は、TPMの代わりに認証トークンでも可能である。すなわちパスワードを認証トークンの鍵で暗号化しておき、これをShadow MBR 109のプログラムが保持、ハードディスク認証時に認証トークンを使って復号してパスワードを取り出してハードディスクに送るのである。しかし、この方法では別のPCにハードディスクを接続、Shadow MBR 109上の暗号化データを取り出し、これを認証トークンに渡してしまえば、パスワードが盗まれてしまう危険性があるので推奨できない。

以上がステップ320における第2の認証方法である。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 9 】

第3の認証方法として、TPM 102との組み合わせた公開鍵暗号を利用した認証があり、図5を使って説明する。

ステップ510において、Shadow MBR 109は秘密鍵を含んだ暗号化データをTPM 102に送る。具体的には、TPM 102の標準のTPM_LoadKey2コマンドを利用する。以下のステップ520から540までと580はTCG標準のTPMの動作の一部、ステップ560はTCG Storage準拠のハードディスクの動作の一部であり、本発明にかかわる部分だけを説明する。

ステップ520において、TPM 102は受け取った暗号化データをTPM内で利用可能な鍵を利用して復号する。

10

ステップ530において、TPM 102は復号してデータ中のPCR情報に関わる部分を現在のPCRの状態と比較する。合致しなければ、エラーを返して処理を終了する。本発明においては、現在のPCRはステップ310で説明したShadow MBR 109のハッシュ値を含んでおり合致するはずである。

ステップ540において、PCR情報が合致していれば、TPM 102は復号した秘密鍵を以下の処理で利用できるようにTPM 102内に設定し、この鍵のハンドルをShadow MBR 109に送り返す。

【 0 0 3 0 】

ステップ550において、Shadow MBR 109はTPM 102から秘密鍵のハンドルを受け取った後、認証を始めることをハードディスク105に通知する。具体的にはStartSessionメソッドを起動する。

20

ステップ560において、認証に必要な乱数を生成、Shadow MBR 109に送り返す。

ステップ570において、Shadow MBR 109は乱数を受け取り、これデータに対する署名を生成するようにTPM 102に送信する。具体的にはTPM_Signコマンドを利用する。この際にステップ550で受け取ったハンドルを利用する。

ステップ580において、TPM 102は署名を生成、Shadow MBR 109に送り返す。

ステップ590において、Shadow MBR 109はTPM 102から受け取った署名を、ハードディスク105に送り認証を行う。

30

【 0 0 3 1 】

なお、ステップ510においてShadow MBR 109がTPM 102に送った暗号化データはTPM_CreateWrapKeyコマンドを使って作成したものである。すなわち、秘密鍵をTPM 102にある鍵で暗号化するのであるが、TPM_LoadKey2を使った復号条件として、PCRがShadow MBRのハッシュ値を保持していることを指定してTPM_LoadKey2を使って暗号化した結果である。

なお本認証方法を利用する場合、Shadow MBR 109のハッシュ値の計算は単純に全体のハッシュ値を求めるのではなく、暗号化データの部分をマスクしてBIOS 104がハッシュ値を計算する。

【 0 0 3 2 】

40

次にステップ330にて行うウィルス検索の概要を述べる。

第1のウィルス検索方法として、既存のウィルス検索方法と同様にウィルスのパターンを保持しておき、ハードディスク105上に本パターンが現れないか検索するものである。パターンは膨大な量がありShadow MBR 109中には格納できないので、ネットワークを経由しパターンを提供するサーバにアクセスして、パターンをダウンロードし、メモリ104上に格納して検索するものである。

【 0 0 3 3 】

第2のウィルス検索方法として、ハードディスク105全体を検索するのではなく、システムなど重要な部分のみを検索する方法である。重要な部分の例として、仮想化技術を用いたシステムにおけるゲストマシンではなく、ホストマシンないしはハイパーバイザに

50

あたる部分のみをウイルス検索対象とする方法がある。他にOSのカーネル部分のみなどが考えられる。検索方法としては、第一の方法と同様に、ウイルスパターンが含まれていないか検索するのが一般的である。

【0034】

第3のウイルス検索方法として、検索を行うのではなく、ウイルスが含まれていないと保証されたディスクイメージをネットワーク経由でサーバからダウンロード、ハードディスクにコピーする方法がある。このコピーもハードディスク全体をコピーするのではなく、OSやハイパーバイザなどシステム部分だけをコピーする方法もある。

【0035】

図6を用いて、ウイルス検索と同時に実行可能なPC起動制限処理の詳細を説明する。

ウイルスによる攻撃は、PC利用者が気がつかないうちにウイルスに感染してしまう場合がほとんどであるが、起動制限はPC利用者本人の不正ないしは不注意によるPC起動を制限するものである。起動が制限される例として、本実施形態では社内ネットワーク外での起動と社外での起動許可数を越えた起動を制限する例を示す。なお、ここで起動許可回数がShadow MBR 109の特定領域に保持されているとする。この特定領域は第二の認証方法と同様にBIOSプログラムによるハッシュ値の計算外となる。

【0036】

ステップ610において、ステップ320と同様にしてShadow MBR 109にあるプログラムがハードディスク105に対して認証処理を行い、Shadow MBR 109の書き換え可能モードに移行する。

ステップ620において、Shadow MBR 109内に記録されている起動許可回数が1以上ならステップ630に飛ぶ。起動許可回数が0なら、原則起動禁止状態にあり、それでも起動可能かサーバに問い合わせ、起動OKならステップ640に、NGならステップ650に飛ぶ。

ステップ630において、Shadow MBR 109の起動許可回数を1つ減じ、ステップ640に飛ぶ。

【0037】

ステップ640において、Shadow MBR書き換え可能モードから書き換え禁止モードに移行して、MBR 108のブートストラップコードをメモリ103にロードし、制御を渡して、通常のブート処理を行う。

ステップ650において、Shadow MBR書き換え可能モードから書き換え禁止モードに移行して、起動を停止する。この際、ディスプレイに起動許可がなく停止した旨をメッセージ表示する。

なお、本実施形態では、起動許可数がShadow MBRに記録されているが、Shadow MBRは改ざんされる可能性があるため、それを防止するために、Shadow MBRの起動回数は常に0としておいて、サーバに問い合わせるようにしても良い。また、Shadow MBRではなく、認証後にアクセス可能なMBRに記録するようにしても良い。さらに上記とは別の対策として、Shadow MBRが改ざんされていないことを確認した後に、TPM__SealコマンドやTPM__CreateWrapkeyコマンドでパスワードや鍵、PCR情報を含む暗号化データを暗号化しなおして、Shadow MBRを書き直すようにしても良い。

【符号の説明】

【0038】

101: CPU

102: TPM

103: メモリ

104: BIOS

105: ハードディスク

108: ハードディスクへの認証後にアクセス可能なMBR

109: ハードディスクへの認証前にアクセス可能なShadow MBR

10

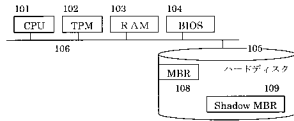
20

30

40

50

【図 1】



【図 3】

PC 起動時の処理

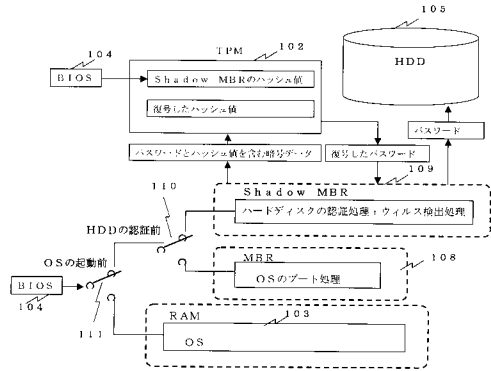
310 BIOSプログラムが起動、ハードウェア初期化処理を行い、Shadow MBR のハッシュ値を計算、結果を TPM に格納、Shadow MBR をメモリにロード、制御を渡す。

320 Shadow MBR がハードディスクに対する認証処理を行う。

330 Shadow MBR がハードディスクのウィルス検索を行う。

340 Shadow MBR が MBR のブートストラップコードをメモリにロード、制御を渡す。

【図 2】



【図 4】

TPM 利用パスワード認証

410 Shadow MBR が PCR 情報とパスワードを含む暗号化データを TPM に送る。

420 TPM は暗号化データを復号する。

430 TPM は復号データにある PCR 情報が現在の PCR 情報と合致するか確認する。

440 TPM は復号データにあるパスワードを送り返す。

450 Shadow MBR はパスワードをハードディスクに送る。

【図 5】

公開鍵利用認証

510 Shadow MBR が PCR 情報と秘密鍵を含む暗号化データを TPM に送る。

520 TPM は暗号化データを復号する。

530 TPM は復号データにある PCR 情報が現在の PCR 情報と合致するか確認する。

540 TPM は復号データにある秘密鍵を利用可能のようにセットする。

550 Shadow MBR はハードディスクに公開鍵利用認証を行うことを通知する。

560 ハードディスクは乱数を生感、送り返す。

570 Shadow MBR は乱数を TPM に送信して署名を要求する。

580 TPM は先の秘密鍵で乱数に署名、送り返す。

590 Shadow MBR は署名をハードディスクに送る。

【図 6】

PC 起動制限処理

610 Shadow MBR がハードディスクに対する認証処理を行い、Shadow MBR の書き換え可能モードに移行する。

620 起動許可回数が 1 以上ならステップ 630 に進む。起動許可回数が 0 なら起動サーブに問い合わせ、起動 OK ならステップ 640 に及び、NG ならステップ 650 に進む。

630 起動許可回数を一つ減らして、Shadow MBR に書き込み、ステップ 640 に進む。

640 書き換え禁止モードに移行して、MBR をメモリにロード、制御を渡して、処理を終える。

650 書き換え禁止モードに移行して、起動停止、処理を終える。

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2006-065686(JP,A)
特開2000-181963(JP,A)
特開2009-129061(JP,A)
国際公開第2008/081801(WO,A1)
特開2008-165758(JP,A)
特開2006-268861(JP,A)
特開2004-078539(JP,A)
特開2007-219802(JP,A)
特開平10-333902(JP,A)
特開2004-072330(JP,A)
特開2006-236193(JP,A)
特開2008-226191(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/56
G06F 21/10